

## 宮城県原子力立地給付金交付事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、原子力発電施設等の周辺地域の振興及び福祉の向上を図り、原子力発電所の設置の円滑化に資するため知事が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者（以下「補助事業者」という。）が行う原子力立地給付金交付事業に要する経費について、予算の範囲内で、宮城県原子力立地給付金交付事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「対象市町村」とは、事業所（原子力発電施設等の設置の用に供される一の団地をいう。）をその所管区域に含む市町村及び当該市町村に隣接する市町村（女川町及び石巻市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条に定める廃置分合前（以下「合併前」という。）の石巻市、河北町、雄勝町及び牡鹿町の区域に限る。）をいう。）をいう。
- (2) 「原子力立地給付金交付事業」とは、対象市町村において小売電気事業者等（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者、同項第9号に規定する一般送配電事業者又は同法第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）から電気の供給を受けているものに対する給付金（以下「原子力立地給付金」という。）の交付をいう。

### (補助の対象)

第3 補助の対象となる経費は、補助事業者が電源立地地域対策交付金交付規則（平成28年4月1日文科科学省・経済産業省告示第2号。以下「国の交付規則」という。）第3条第1項第10号または第11号措置のいずれかの措置により原子力立地給付金交付事業を行う場合における当該事業に要する経費であって、その額は国から県に交付される交付金の額の範囲内において知事が定める額とする。

### (交付限度額)

- 第4 国の交付規則第3条第1項第10号の措置である場合の知事が補助することのできる一の市町村に係る交付限度額は、別表1の左欄に掲げる対象市町村の区分に応じ、それぞれの同表の右欄に掲げる算式により算定して得た金額に12を乗じて得た金額と当該金額の3.5%に当たる金額との合計額とする。
- 2 国の交付規則第3条第1項第11号の措置である場合の知事が補助することのできる一の市町村に係る交付限度額は、別表2の左欄に掲げる対象市町村の区分に応じ、それぞれの同表の右欄に掲げる算式により算定して得た金額に12を乗じて得た金額とする。

### (交付の申請)

- 第5 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、別記様式第1号による交付申請書に様式第2号による事業計画書を添え、4月1日から5月10日までに提出するものとし、追加の交付申請がある場合は10月1日から10月10日まで（知事が特に必要と認める場合には、別に知事が定める期日）に知事に提出するものとする。
- 2 申請者は、前項の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助金の対象とされた経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額

のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### （交付決定）

- 第6 知事は、第5第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書により補助事業者へ通知するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による交付の決定を行うに当たっては、第5第2項に定める補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第5第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### （交付の条件）

- 第7 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 第6第1項の規定による通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（補助の対象となる経費の各費目又は各費目の内訳に係る配分額のいずれか低い額の15%以内の範囲内で流用を行おうとする場合を除く。）をする場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を行うため、契約を締結する場合においては、地方自治法第234条の規定によること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第4号により知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

#### （状況報告）

- 第8 規則第10条の規定により知事が特に必要と認めて要求したときは、補助事業実施状況について知事が要求する期日までに報告しなければならない。

#### （実績報告）

- 第9 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は別記様式第5号によるものとし、その提出期限は、規則第12条第2項のただし書の規定を適用し、知事が別に定める日とする。
- 2 前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税控除税額を減額して報告しなければならない。

#### （額の確定）

- 第10 知事は、第9第1項の規定による実績報告書を受領し、その内容の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金

の額を確定して補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第11 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、必要と認められる場合には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができるものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第6号による支払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、前項の規定による命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取り消し)

第13 知事は、次の各号の一に該当するときは、第6の規定による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が第7に定める条件に違反した場合
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が第8、9又は第14の定めに違反した場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、補助事業者が補助金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく知事の処分に違反した場合

(処分の制限を受ける財産)

第14 補助事業者は、補助事業により取得した不動産、設備その他の財産(取得価格及び効用の増加価格の単価が50万円未満のものを除く。)を補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年8月5日通商産業省告示第360号)」に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

(補助金調書)

第15 補助事業者は、当該補助事業に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするために別記様式第7号による補助金調書を作成しておかななければならない。

(書類の提出)

第16 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、3部(正本1部・副本2部)とする。

2 この要綱により知事に提出する書類の提出方法は、電子情報処理組織を用いて電磁的記録により行うことができる。

別表 1

対象市町村の区分	算 式
女川町，石巻市（合併前の牡鹿町の区域）	$(A \times 750 \text{円}) + (B \times 375 \text{円})$
石巻市（合併前の石巻市，河北町及び雄勝町の区域）	$(A \times 375 \text{円}) + (B \times 187 \text{円})$

(備考)

- 1 Aは，原子力立地給付金の交付の対象となる当該市町村の区域内の毎年10月1日（以下「基準日」という。）の電灯需要家（小売電気事業者等から電灯需要に充てるため電気の供給を受けている者であって，知事が認めるものをいう。以下同じ。）の数（ただし，契約使用期間を有する契約種別により小売電気事業者等から電気の供給を受けている原子力立地給付金の交付対象者にあつては，基準日の属する月の前12月分において，原子力立地給付金の交付対象者の各月分の検針日の前日に電気を使用した月を1の単位として表した数に12分の1を乗じて得た数とする。）
- 2 Bは，原子力立地給付金の交付の対象となる当該市町村の区域内の基準日の電力需要家（小売電気事業者等から電力需要に充てるため電気の供給を受けている者であつて，知事が認めるものをいう。）の契約電力をキロワットを単位として表した数（ただし，契約使用期間を有する契約種別により小売電気事業者等から電気の供給を受けている原子力立地給付金の交付対象者にあつては，契約電力をキロワットを単位として表した数に，基準日の属する月の前12月分において，原子力立地給付金の交付対象者の各月分の検針日の前日に電気を使用した月を1の単位として表した数及び12分の1を乗じて得た数）の合計数とする。

別表 2

対象市町村の区分	算 式
女川町，石巻市（合併前の牡鹿町の区域）	$(C \times 750 \text{円}) + (D \times 375 \text{円})$
石巻市（合併前の石巻市，河北町及び雄勝町の区域）	$(C \times 375 \text{円}) + (D \times 187 \text{円})$

(備考)

- 1 Cは，交付年度の前会計年度の10月1日における当該市町村の区域内の電灯需要家の数とする。
- 2 Dは，交付年度の前会計年度の10月1日における当該市町村の区域内の電力需要家の契約電力をキロワットを単位として表した数の合計数とする。

附 則

この要綱は，昭和56年10月15日から施行し，昭和56年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は，昭和57年4月26日から施行し，昭和57年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は，次年度以降の各年度において，当該補助金に係る予算が成立した場合に，当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は，平成元年6月27日から施行し，平成元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 平成元年分の交付限度額に係る平成元年4月から6月までの月ごとの算定については，

改定後の別表中「５２２円」とあるのは「３００円」とする。

- 3 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 4 平成元年度予算に係る補助金の交付申請については、第５の規定にかかわらず、平成元年６月３０日までとする。

附 則

この要綱は、平成２年７月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成４年１２月９日から施行し、平成４年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 平成４年度予算に係る補助金の交付申請については、第５中「５月１日～５月１０日まで」とあるのは「１０月１６日から１２月１５日まで」とし、備考中「毎年１０月１日」とあるのは「１２月１日」とする。
- 3 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成９年４月１日から施行し、平成９年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成１２年１０月１０日から施行し、平成１２年４月１日から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 平成１２年度において、改正前の要綱に基づいて行われた補助金の交付の申請は、この要綱に基づいて行われたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成１４年４月１日から施行し、平成１４年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成１５年５月３０日から施行し、平成１５年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年3月25日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年3月31日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年2月6日から施行し、平成24年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

(経過措置)

- 3 改正前の様式第2号に電力需要家の契約件数一覧を付してする交付の申請は、平成31年度予算に係る補助金に限り、改正後の様式第2号によるものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年9月2日から施行し、改正後の別表1の規定は、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は令和4年3月16日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。